

半田市総合計画改訂委員会設置要綱

（設置）

第1条 半田市総合計画の中間年における改訂（以下「改訂」という。）を実施するため、半田市総合計画改訂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）改訂案の調整及び決定に関すること。
- （2）その他改訂の実施に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長に副市長、副委員長に教育長及び企画部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 市長は、前項に規定する者のほか、必要と認める職員等を会議に出席させることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会の補助組織として作業部会を設置することができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、市民経済部長、福祉部長、子ども未来部長、建設部長、教育部長、市議会事務局長、水道部長、防災監（計9名）
--